

稲荷山 倶楽部 会 員 規 則

第1条 名称

本クラブは、「稲荷山 倶楽部」と名称します。

第2条 所在地

当施設の所在地は、岡山県岡山市北区高松稲荷 570（稲荷山健康センター）です。

第3条 運営管理

当会の運営管理は、稲荷山健康センター（以下当該施設という）が行います。

第4条 目的

当会の目的は、当該施設を利用するにあたり、こころとからだ の健康づくりや生きがいの創造に寄与し、ご利用される方の相互の交流を図ることを目的としています。

第5条 施設の利用（会員登録）

本会の入会にあたり、初回登録時に入会手数料として2,000円が必要となります。一旦納入された登録費は事由の如何に関わらず返却いたしません。年会費は発生致しません。

第6条 会員の利用特典

会員は、入会後以下の特典が受けることができます。

・入館料がお安くなります。

1日入館料 1800円→1300円

夜だけ入館料 1500円→1000円

朝までプラン 3500円→3000円

・回数券がお安くご購入いただけます！

回数券 11枚 17000円→12000円

回数券 6枚 9000円→7000円

・ポイントが貯めると「館内利用券」を進呈致します。

20ポイントで1000円分館内利用券

50ポイントで3000円分館内利用券進呈

※毎月26日（ふろの日）はスタンプ2倍になります。

・カードの紛失、盗難

※紛失・盗難等の場合はカードのポイントは失効致します。ポイントの移行や補償等はできません。なお、再発行時には、カード発行料として300円頂戴致します。

なお、満額時の新規カード発行については、無料となります。

・カードスタンプポイント

※カードポイントは、ご本人様の入館時の入館使用料に対してポイント付与となります。同伴者等は含まれません。

第7条 登録

会員になろうとする方は入会申込書を記入して頂きます。この手続きが完了した時、当施設との会員規約に基づく施設利用の契約が成立し、会員となります。

第 8 条 登録資格

当施設のメンバーとなれる方は当施設の趣旨に賛同し、本会メンバー規約を承認した方とします。ただし下記各項に該当される方は入会資格を有しません。

1. 過去に当該施設より除名または入館拒否等の通告を受けている方。
2. 他の営利等を目的とした入会をしようとした方。
3. 暴力団関係者、薬物常用、入墨（ファッションタトゥー・シール含む）のある方。
4. その他、当施設が不相当と認めた方。

第 9 条 個人情報保護

当該施設は、個人情報保護方針に基づき、会員の個人情報は、如何なる場合も目的以外に使用致しません。

第 10 条 有効期限・継続手続き

会員登録の有効期限はございません。

第 11 条 会員資格喪失・除名

会員は、次の各号に該当する場合に会員資格を喪失します。またそれに伴いクラブメンバーとして如何なる権利も喪失します。但し、登録費、諸費用は返還できないものとします。

1. 会員の都合により、退会を申し出、これを承認した場合。
2. 会員本人が死亡した場合。
3. 当該施設の経営上やむを得ない事由により当該施設を閉鎖及び、管理運営が、移行した場合。

第 12 条 変更事情の届出

会員は氏名、住所等当施設に届け出ている内容に変更が生じた場合は、所定の届出書によりすみやかに当施設に届け出るものとします。また、変更の届け出を怠ることにより会員に不利益が生じても、当施設は一切の責任を負わないものとします。

第 14 条 会員規約の改定

当該施設は、予告なしに会員規約の改定を行う場合があります。なお改定した会員規約の効力は全会員に及ぶものとします。

平成 28 年 10 月 17 日（月）
稲荷山健康センター